

連合新潟発第 72 号
2022 年 2 月 18 日

一般社団法人新潟県経営者協会
会 長 並 木 富 士 雄 様

日本労働組合総連合会新潟県連合会
会 長 牧 野 茂 夫



2022 春季生活闘争に関わる要請書

貴職におかれましては、企業基盤の安定と地域経済の発展、ならびに健全な労使関係の醸成にむけご尽力されておりますことに心より敬意を表します。

また日頃より連合新潟の活動に対し、ご理解とご協力を賜りますことに厚く感謝申し上げます。

さて、私どもは第 69 回地方委員会におきまして、2022 春季生活闘争方針を決定し、各労使間で幅広い交渉・協議、そして地域における共闘体制の強化を進めております。春季生活闘争にあたり、県民生活の安心と改善をはかるためには労使による認識の共有が前提となることから、重要なテーマである次の点について貴職の認識や見解をお示しいただくとともに、関係企業にご指導くださいますようお願いいたします。

はじめに

労働者の賃金水準は 20 年以上にわたり停滞を続け、その中で不安定雇用の拡大と中間層の収縮、貧困や格差の拡大などが進行しています。またそこにウイルス禍が、有期・短時間・契約等ではたらく労働者などセーフティネットが脆弱な層に深刻な影響を与えています。

この状況を突破し、未来を切り拓いていくには、それぞれの産業がおかれている状況の違いを理解し合いながら、分配をめぐる大きな課題について問題意識を共有していくことが重要と考えます。今こそ、経済・社会の原動力となる「人への投資」が必要であり、経済や企業業績が良くなってきた後の賃上げではなく、賃上げによる消費喚起によって、企業が活性化する経済の自律的成長をめざしていかなければなりません。

そして新潟県を安心して働き暮らせる地域にするために、以下に連合新潟の具体的要請事項をご提示いたします。つきましては貴団体からのご理解と誠意ある対応をいただきますようお願い申し上げます。

記

1. すべての労働者の月例賃金は、それぞれの産業における最大限の「底上げ」に寄与する観点から、ベースアップ分 2%程度と定期昇給分をあわせ、4%程度引き上げること。
2. 定期昇給・賃金カーブ維持相当分の算定が困難な中小・地場企業については、連合賃金実態調査の集計での1年・1歳差の4,500円を定期昇給分とし、そこに連合加盟組合平均賃金水準(約300,000円)の2%相当額6,000円を賃上げ分(ベースアップ)としてプラスして、10,500円以上を目安に賃金を引き上げること。
3. 時間給労働者の賃金について、一般労働者との均等待遇を考慮し、格差是正を含めた賃金引上げ相当分(時間給換算)の引き上げを行うこと。
4. 働き方改革関連法にもとづく雇用形態に関わらない公平な待遇(均等・均衡待遇、同一労働同一賃金)の確保に向けて、職場における正規労働者と有期・短時間・契約等で働く者の労働条件に不合理な差がある場合、これを是正すること。
5. サプライチェーン全体で生み出した付加価値については、中小・地場企業へ適正に配分されるよう公正な取引関係を求めること。また、「働き方改革関連法」の改正事項である時間労働是正をはじめとした取り組みが、下請け等中小企業への「しわ寄せ」とならないよう取り組みを進めること。
6. 総実労働時間の削減とワーク・ライフ・バランスの確保のため、年次有給休暇取得促進に向け取得しやすい環境整備や計画的付与の導入などの方策について労使間で協議を行い、取得率向上をはかること。
7. 2023年4月より、1ヵ月につき60時間を超える時間外労働の割増率50%が中小企業にも適用されることから、その周知と対応をはかること。
8. 新型ウイルス感染防止対策を含む労働者の健康保持・増進、メンタルヘルスケアに取り組み、労働者の心身の調和と活力向上をはかること。併せてあらゆるハラスメントの防止に取り組み、誰もが心身ともに健やかに働ける環境をつくること。
9. ウイルス禍におけるすべての労働者の雇用の安定にむけて、労働関係法令を周知徹底し、不合理な解雇や雇止め等を防止すること。また、事業の休止・縮小に伴い労働者を休業させる場合には、事業主は休業回避努力を尽くすこと。やむなく休業させる場合でも各種助成金、補助金等を活用し、すべての労働者に100%の休業手当を支払うこと。
10. ウイルス感染症の濃厚接触者は、職場の安全衛生の観点からも会社都合の休業とし、賃金削減の対象とならないよう対応をはかること
11. 疾病治療中、育児・介護中など、働きづらさを抱えた労働者への、仕事との両立支援のための環境整備(相談体制・休暇制度等)を進めること。また解雇や、昇進・昇格の人事考課等において不利益取り扱いが行われないよう、徹底すること。
12. 介護現場で働くすべて人の処遇改善のために、介護職員処遇改善支援補助金の活用を周知するとともに、現場の労働者にしっかり届くよう対応をはかること。

以上